

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

八潮市

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、協会けんぽ等と比べても2倍近く高くなっています。それ故に、国庫負担の増額(全国知事会は1兆円)を求めていくことはもちろんですが、市町村におかれましては、国民皆保険制度を守るために、「払える保険税」にして、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

【回答】国保年金課

国民健康保険の保険税は、国民健康保険制度の主たる財源であり、国民健康保険事業は、法律に基づく公費負担分を除き国民健康保険税で賄うこととなっています。国民健康保険の制度を維持し被保険者の皆様が安心して医療機関を受診できるよう、引き続き国民健康保険事業を安定的に運営するためには、国民健康保険税により必要な財源を確保することが重要だと考えています。

(2) 埼玉県第3期国保運営方針について

① 「第3期国保運営方針」において、令和6年度から「納付金」の統一、令和9年度に保険税の準統一をおこなう前提として、県は医療費水準反映係数 $\alpha=0$ としていくとしています。しかし、南部、南西部東部の医療圏と比較して北部、秩父の医療圏では、医療機関など、医療提供体制により、医療費水準に大きな差が生じています。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から「保険税」が高くなるように慎重に検討をすすめてください。

【回答】国保年金課

国民健康保険税率の算定に当たり必要となる保険税総額は財政運営の責任主体である県が算定しており、それを各市の被保険者数や所得水準などに応じた目安として示しているのが市町村標準保険税率となっています。

保険税水準の統一は、ともに埼玉県が保険者でありながら、県内の市町村ごとに保険税水準が異なることによる不公平感の改善につながるものと考えています。

なお、保険税水準の統一に当たっては被保険者間の公平性を図るため、すべての市町村が同等の被保険者サービスや医療費適正化対策に取り組むことができるよう、慎重な検討が進められています。

② 地方財政法第二条には「(地方財政運営の基本)第二条 地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累

を及ぼすような施策を行ってはならない。2 国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない」と明記されています。物価高騰する中で「保険税」が住民の負担にならないように、一般財政からの法定外繰入を引き続き行なってください。そして、今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】国保年金課

法定外繰入金の活用については、受益と負担の観点から、法定外の繰入は解消すべきとされる昨今の状況を鑑み、極力避けるべきものと考えています。

また、国及び埼玉県に対しては、保険税の負担軽減を含めた財政基盤強化のための公費投入の確保を確実に実施することを要望しています。

③ 第3期国保運営方針はあくまでも技術的助言であり、すべて市町村の合意がなければまとめられないものです。県は、市町村と合意ができたことと強調していますが、統一にむけての「保険税」の引き上げに悩んでいる市町村はあります。高齢化社会の中で、保険税の統一は、今後も際限なく引き上がっていくことが予想されます。負担の公平性、国保財政の安定運営の前に、住民の健康と暮らし優先するために、第3期国保運営方針の撤回を求めてください。

【回答】国保年金課

「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）」では、令和12年度から、原則として、「県内どこに住んでいても、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となる」保険税水準の統一を目指すとされています。これは、保険税水準の統一が実現すれば、県内どこに住んでいても、同様の保険給付を同じ保険税で受けられるようになるため、加入者間の公平性の確保につながるためです。また、国民健康保険の加入者数は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大などによって減少傾向にあり、各市町村の国民健康保険の規模も小さくなっています。このため、特に小規模な市町村において高額な医療費が発生した場合、その市町村にお住いの加入者の保険税を大幅に引き上げざるを得なくなり、財政運営が不安定になることが想定されます。こうした保険税変動リスクを県内全市町村の加入者で分かち合うことになるため、財政の安定化にもつながり、将来に渡り安心して医療が受けられる体制の構築が図られるものだと考えています。

しかしながら、国民健康保険税の負担は、他の医療保険と比べて重くなっていることから、国、県に対し、保険税の負担軽減を含めた財政基盤の強化を継続して、要望していきたいと考えています。

④ 国保法77条（保険料の減免）は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、18歳までの子どもの均等割はなくすことを条例で定めてください。また、国や県に求めてください。

【回答】国保年金課

地方税法では、均等割額の算定において、「均等割総額を被保険者の数に按分して算定する。」と規定されていることから、18歳までの子どもの均等割負担を廃止することは、困難なものと考えています。

国民健康保険制度においては、すべての被保険者が等しく給付を受ける権利があります。そのため、18歳未満の子どもがいる世帯でも子どもを含めた被保険者の人数に応じて、一定のご負

担をいただくこととなります。

当市の国民健康保険税条例は、災害等により生活が著しく困難となった方、病気・負傷・失業等により収入が著しく減少した方及び貧困による生活のため公私の扶助を受ける方に対し、市長が必要と認めた場合、減免する旨を規定しており、専ら納税義務者の担税力の状況に着目し、単に年齢や総所得金額で一定金額以下の方を対象者とするといった、画一的な基準によって減免の範囲を定めるものではないとされていますので、今後も、現行制度の枠組みの中で世帯の状況、不動産・預貯金等の資産状況など生活実態等を十分把握した上で審査により対応していきます。

(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】国保年金課

当市の保険税率の見直しに当たっては、県が示した標準保険税率を参考に当市の現状を勘案しつつ、適切な応能・応益割合となるよう配慮しながら、低所得者層をはじめ、できる限り、被保険者の負担が大きくならないよう、見直しを行っています。

今後につきましても市の実情を勘案し、加入者の負担が偏りすぎず、また、大きくならないよう、慎重に検討を進めたいと考えています。

② 子ども(18歳以下)の均等割負担を廃止してください。

【回答】国保年金課

地方税法では、均等割額の算定において、「均等割総額を被保険者の数に按分して算定する。」規定されていることから、子どもの均等割負担を廃止することは、困難なものと考えています。

国民健康保険制度においては、すべての被保険者が等しく給付を受ける権利があります。そのため、子どもがいる世帯でも子どもを含めた被保険者の人数に応じて、一定のご負担をいただくこととなります。

なお、未就学児に係る均等割額の軽減措置については令和3年度の改正に合わせ、当市においても令和4年度から実施しております。

また、子どもに係る均等割額の軽減措置の拡充については、埼玉県国保協議会を通じ、国への要望活動を継続して行ってまいります。

③ 協会けんぽと比較しても高い保険税になっており、払える保険税にするために一般会計からの法定外繰入を増額(復活)してください。

【回答】国保年金課

市町村国保には、被保険者の構成、せい弱な財政基盤、市町村規模の格差など構造的な課題があったことから、国は、財政支援の拡充により、財政基盤を強化した上で、平成30年度から国民健康保険を都道府県単位化し、都道府県が財政運営の責任主体となりました。

埼玉県の第3期国民健康保険運営方針では、国民健康保険の財政安定化の一層の取組促進を図り、令和8年度までに赤字の解消・削減に取り組んでいくこととされています。

このため、法定外繰入金を活用については、法定外繰入は解消すべきとされている現状を踏まえ、極力避けるべきものと考えています。

④ 国保会計基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【回答】国保年金課

国民健康保険の保険税は国民健康保険制度の主たる財源であり、国民健康保険事業は、法律に基づく公費負担分を除き、国民健康保険税で賄うこととなっています。国民健康保険の制度を維持し被保険者の皆様が安心して医療機関を受診できるよう、引き続き国民健康保険事業を安定的に運営するためには、国民健康保険税により必要な財源を確保することが重要だと考えています。

このため、歳出超過に陥らないよう税収を確保する必要があり、県が算定する市町村標準保険税率を勘案しながら、当市の収支の状況に合わせ国保税率を定めております。税率の改定に当たっては、基金からの繰入も活用し、税負担の増加が最小減となるよう検討を行っています。

(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】国保年金課

当市では、国民健康保険法等の規定に基づき、対象の被保険者に対し、短期被保険者証を交付しています。

短期被保険者証は、保険税の滞納者対策を目的とし、納付を促す機会を設け、納付についての理解を得るとともに、個々の滞納者の状況に応じて早期に対応するために用いています。

対象の被保険者には、納付相談を促す通知を送付した上、納付相談の有無やその内容、又は納付状況によって、一般被保険者証あるいは短期被保険者証を交付しています。

今後においても、滞納世帯に対する納付相談等を十分行うとともに、滞納がない方との不公平感が生じないように、国民健康保険法等に基づき制度の適切な運用に努めていきます。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】国保年金課

当市では、住所不明以外の保険証の窓口留置は行っていません。

今後においても、速やかに保険証を被保険者の手元に届けることができるよう、手続きの迅速化に努めていきます。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】国保年金課

当市では、国民健康保険法等の規定に基づき、対象の被保険者に対し、資格証明書を交付しています。

資格証明書についても、短期被保険者証と同様に、保険税の滞納者対策を目的として、納付を促す機会を設け、納付についての理解を得るとともに、個々の滞納者の状況に応じて対応するために用いています。

対象の被保険者には、「返還予告通知書及び弁明の機会付与通知書」を経て、「返還を求める通知書」を送付した上、納付の状況などによって、資格証明書又は短期被保険者証あるいは一般被保険者証を交付しています。

なお、18歳以下の子ども及び65歳以上の方、又は国保税の7割軽減に該当している方については、資格証明書は交付せず、短期被保険者証を交付しています。

今後においても、滞納世帯に対する納付相談等を十分行うとともに、納税されている方との不公平感が生じないように、国民健康保険法等に基づき制度の適切な運用に努めていきます。

(5) マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

① 「マイナ保険証」を持っていない方には、「資格確認書」を発行することになっています。2029年7月末までの有効期限にしてください。

【回答】国保年金課

国民健康保険は、資格の取得や喪失等の異動が多いこと、また、70歳以上の被保険者については、所得によって負担割合の変更があることなどから、「資格確認書」の有効期限は、毎年7月31日までとし、最長で8月1日から翌年の7月31日までの1年間とする予定です。

② 「マイナ保険証」を所持している方に、解除できることをお知らせしてください。

【回答】国保年金課

市ホームページ等での周知を予定しています。

(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】国保年金課

当市の国民健康保険税条例には、災害等により生活が著しく困難となった方、病気・負傷・失業等により収入が著しく減少した方及び貧困による生活のため公私の扶助を受ける方に対し、市長が必要と認めた場合、減免する旨を規定しています。

いずれの場合も、専ら納税義務者の担税力の状況に着目し、単に総所得金額が一定金額以下の方を対象とするといった、画一的な基準によって減免の範囲を定めるものではないとされていますので、今後も、現行制度の枠組みの中で世帯の状況、不動産・預貯金等の資産状況など生活実態等を十分把握した上で審査により対応していきます。

なお、低所得世帯については、所得申告を行うことで、均等割額の7割・5割・2割軽減が適用される場合が多いため、積極的に所得申告の勧奨を行い、国保税の適正な賦課に努めています。

(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】国保年金課

一部負担金の減免については、「八潮市国民健康保険に関する規則」に規定しており、「収入の減少の認定」に関する具体的な基準については、国の通知に基づき、生活保護基準見直し前の「生活保護基準×1.1倍以下」となる基準で運用しています。

また、埼玉県では、「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき、県内市町村の事務の標準化を目指していることから、県の方針を踏まえつつ運用していきたいと考えています。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】国保年金課

国の通知に基づき、八潮市国民健康保険に関する規則に規定した「一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書」の様式に記入する事項には、被保険者証の記号番号、療養の給付を受ける方の氏名、生年月日など申請者に関する基本的事項のほか、療養の給付に係る傷病名、治療見込み期間などの必要事項に限られておりますので、項目の省略等は難しいものと考えています。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】国保年金課

一部負担金の減免の対象者は、「八潮市国民健康保険に関する規則」の基準を満たす方に限られますので、一部負担金の減免の措置を受けようとする方は、あらかじめ市役所に申請いただき、適用の審査を行う必要があります。

(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】納税課

国民健康保険税を含む市税の滞納については、自主納付を促すために催告書等を送付し、納付を喚起しています。また、納期内納付が困難な方に対しては、納税相談を実施の上、生活状況を考慮した納税計画による納付を求めています。

さらに、多重債務やDV等の生活上の諸問題が納税を困難にさせていると思われる方に対しては、相談先を案内する等のアドバイスを行い、解決の一助になるよう努めています。

② 給与・年金等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】納税課

滞納処分については、納期限内に納税した多くの方との公平性を欠くことのないよう、地方税法の規定に従い適切に執行しなければならないと考えています。差押に当たっては、国税徴収法に差押禁止財産が明記されていますので、それらを除外の上、執行しています。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】納税課

売掛金が給与と異なる性質であることは十分理解した上、差押に至るまでには相当な手順を尽くしています。また、差押になったとしても、場合によっては個々の状況に応じた対応をするなど、柔軟に対応しています。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】納税課

納税相談で、収入、支出および所有財産の状況を確認し、課税額と納付能力に乖離があると判断した方に対しては、実情に見合った納付計画を立てるなど、個々の納税者の状況を踏まえて対応しています。

(9) 傷病手当金制度を創設してください。

① 傷病手当金を創設し、被用者以外の方への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】国保年金課

健康保険法に基づく傷病手当金は、被保険者が病気等の治療と仕事の両立を図る環境を確保するために整備されたものであります。

一方、国民健康保険における新型コロナウイルス感染症対策に係る傷病手当金は、時限的な措置として、国の基準に基づき、対象者を被用者に限定したものです。被用者以外の支給にかかる財政支援については、今般の傷病手当金の支給が時限的に行われるものであるため、国・県への要請の予定はありません。

② 傷病手当金制度を創設できない場合は、傷病見舞金制度を創設してください。

【回答】国保年金課

新型コロナウイルス感染症対策に係る傷病手当金は、国内の感染拡大防止の観点から、国が緊急的・特例的な措置として、当該支給に要した費用について財政支援が行われるものです。

傷病手当金、傷病見舞金制度は、被保険者が納める保険料を財源とした保険財政に余裕がある場合などに、自主的に行うことができる任意給付とされておりますので、恒常的な施策とすることは考えていません。

(10) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。また、公募制にできない理由を教えてください。

【回答】国保年金課

当市の委員の定数は、八潮市国民健康保険条例第2条において、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員として規定しています。

被保険者を代表する委員については、公募を実施しています。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】国保年金課

八潮市国民健康保険運営協議会では、市民や市内の医療機関に従事する委員の皆様に、国民健康保険の運営に関し、必要な意見の交換や審議を行っていただき、会議の結果については、市ホームページにおいて周知しています。

また、「国民健康保険保健事業実施計画」等の計画を策定する際には「パブリックコメント」を実施するなど、機会を捉えて幅広い意見の聴取に努めています。

(11) 保健予防事業について

① 特定健診の本人・家族の負担を無料にしてください。

【回答】国保年金課

国民健康保険被保険者における特定健康診査の一部負担金については、令和5年度より、すべての被保険者を対象に無償化を実施しています。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】国保年金課

特定健診は、市内指定医療機関に委託しており、がん検診は、委託医療機関に委託して実施しております。それぞれの委託を受けている医療機関であれば、同時に受診することができます。

③ 2024年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】国保年金課

第4期八潮市特定健康診査等実施計画では、令和6年度受診率目標値を46%と定めています。特定健診の受診率については、受診率向上対策の成果が現れ、徐々に受診率は向上しているものの、目標値を下回っており、特に、40代から50代の年齢層の受診率が低い傾向にあります。

このため、令和5年度からは、令和4年度に実施した特定健康診査の未受診者に対するアンケート調査を踏まえ、特定健康診査の一部負担金について、すべての被保険者を対象に無償化を実施しています。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】国保年金課

特定健康診査や特定保健指導の受託事業者については、良質なサービスが低廉に供給されるよう、高齢者の医療の確保に関する法律等で具体的に委託できる者の基準が定められており、また、個人情報の保護に関する法律に基づき個人情報の適正な管理を行っています。

(12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立てきた住民の貴重な財産です。コロナ禍から昨年の物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

① 2023年度(令和5年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

【回答】国保年金課

八潮市一般会計における令和6年3月31日現在の財政調整基金残高は、3,608,168,292円となっています。

② 国民健康保険は協会けんぽのように事業主負担がないことから高い保険税となっています。引き下げるために、財政調整基金の活用をしてください。

【回答】国保年金課

国民健康保険の保険税は国民健康保険制度の主たる財源であり、法律に基づく公費負担分を除く国保事業は国民健康保険税で賄われることとなっております。国民健康保険の制度を維持し被保険者の皆様が安心して医療機関を受診できるよう、引き続き国民健康保険事業を安定的に運営するためには、国民健康保険税により必要な財源を確保することが重要だと考えております。

このため、歳出超過に陥らないよう税収を確保する必要があり、県が算定する市町村標準保険税率を勘案しながら、当市の収支の状況に合わせ国保税率を定めております。税率の改定に当たっては、国民健康保険財政調整基金からの繰入も活用し、税負担の増加が最小減となるよう検討を行っており、一般会計における財政調整基金の活用は考えておりません。

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化により、受診抑制がおきており重症化につながります。中止するよう国に

要請してください。

【回答】国保年金課

後期高齢者の医療費を賄うために、現役世代は、収めた健康保険料から年7兆円の規模を拠出しており、令和7年度には、年8兆円規模に上ると見込まれています。現役世代の健康保険料の上昇を抑えるため、後期高齢者の一部負担割合を見直したと認識しています。

なお、後期高齢者医療制度の窓口負担の見直しについては、必要な医療への受診抑制につながらないように低所得者に十分配慮するよう、国民健康保険中央会を通じて国へ要望しています。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】国保年金課

窓口負担2割化は、増加する後期高齢者の医療費における現役世代の健康保険料の上昇を抑えるため、後期高齢者の一部負担割合を見直したと認識しています。

このため、市の独自財源による軽減措置では、この社会的課題に対する解決策に繋がらないため、現時点では考えていません。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】国保年金課

後期高齢者医療制度における保健事業では、特定健診と同様の内容である健康診査を実施し、被保険者の健康状態の把握や治療の継続等に係る支援を行っています。

高齢者への見守りについては、関係課による高齢者施策で実施しています。

(4) 団塊の世代が75歳になり、健康づくりが重要となっています。健康長寿事業を拡充してください。

【回答】国保年金課

長寿・健康増進事業として、令和3年度から、後期高齢者医療広域連合からの交付金の対象となる人間ドック費用の補助を開始しています。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

【回答】国保年金課

後期高齢者医療制度における保健事業では、特定健診と同様の内容である健康診査を無料で実施するとともに、75歳到達者を対象に健康長寿歯科健診を実施しており、さらに、人間ドック及び脳ドック受診者に対しては一人当たり2万円を上限とする補助を行っています。

(6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【回答】国保年金課

健康保険による給付の範囲は、保険医が、治療上必要があると認め、疾病または負傷の治療を行うことを目的とした診療、薬剤の支給、治療用装具に係る給付に限られています。

このため、日常生活に役立てることを目的とした眼鏡や補聴器等については、健康保険による給付の対象外であると認識していますので、国、県、広域連合への要請を行うことは、現在考えていません。

3. 地域の医療提供体制について

(1) 埼玉県において、医師・医療従事者不足が発生していることから、国および県に対して、病院の統廃合・縮小をはじめ目的とする方針の撤回、そして、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充を求めてください。

【回答】健康増進課

埼玉県では、令和6年3月策定した第8次埼玉県地域保健医療計画や同計画の一部である埼玉県地域医療構想により、将来にわたり持続可能で、かつ、質の高い保健医療体制の確保や医療従事者の確保を目指し、様々な施策の方向性を示しております。また、限られた医療資源を効率的に活用する「医療機能の分化と連携」を推進しています。

特に、外来診療や在宅医療などの身近な医療は、できるだけ住み慣れた地域で過不足なくサービスが受けられる体制を整備していくとしており、本市でも、県が開催する埼玉県東部地域医療構想調整会議等の場を通じて、地域の実情に即した医療提供体制の整備について、要請してまいりたいと考えています。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるように処遇改善をはじめ、必要な対策や支援を行ってください。

【回答】健康増進課

本市では、資格を持ちながらも就労していない潜在看護師等の職場復帰支援と病院等施設での看護職員不足を改善するために、埼玉県及び埼玉県看護協会が主催する「再就業技術講習会」やハローワークが開催会場となる「看護職巡回就職相談」に関するチラシ設置依頼があった際には、保健センター内に設置し、相談があった際には案内を行っています。

また、保健師、助産師、看護師等の資格を有する方が、退職などの際に、氏名、連絡先等の届け出を行うことの勧奨に関するチラシも、依頼があった際には設置しています。

さらに、看護師の確保のために、草加八潮医師会准看護学校の学生募集に係るポスター掲示や募集要項の設置に協力しています。

その他にも、今後、国・県への申し出の機会がありましたら、医療従事者の確保や処遇改善につながる施策の実施を求めてまいります。

4. 新たな感染症に備えて、住民のいのちを守るために安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】健康増進課

保健センターの事業は、健康相談、保健指導、健康診査、予防接種、母子保健など多岐に渡っており、事業を円滑かつ安定的に実施していくためには、十分な人員を事業に従事させるとともに、経験の豊富な職員の有する知識を効率的に共有していくことが非常に重要であると認識しています。

このため、保健師職に関しては、計画的に新規職員の採用を行い、抜本的な人員体制の強化を図るとともに、庁内での研修や教育体制の充実化に努め、業務に関するノウハウの伝承や共有等を日常の業務を通して適宜行っております。

また、複数いる短時間勤務保健師の業務や新規事業の実施に伴い、会計年度任用職員を任用しており、保健センターの事業の実施のため、総合的な人員の確保を行っています。

保健センターに求められる役割は、社会情勢や保健衛生に関する状況の変化により、今後さらに多様化、高度化するものと考えています。

これらの状況を踏まえ、引き続き必要な人材の確保に努めるとともに、職員間での知識共有等により、保健センター事業の安定的な継続を図ってまいりたいと考えています。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】健康増進課

本市と本市地域を所管する草加保健所とは、保健事業に関して多様な分野で協力体制を構築し、業務上の連携を行っています。

一方で、近年の新型コロナウイルス感染症の拡大等の際には、保健所と保健センター双方の業務がひっ迫する状況を経験しており、より効率的な業務の連携や協力等の方法について、相互に検討していく必要があるものと認識しています。

また、国においても次の感染症危機に備え、保健所等の恒常的な人員体制を強化するため、必要な措置を講ずるとしてしています。

これらの状況を踏まえ、新興感染症に備えるために、担当者間における業務に関する相談や意見交換などを通じて、保健所の業務の詳細や保健所の組織体制の現状等についてより理解を深めるとともに、今後、国・県への申し出の機会がありましたら、保健所の体制強化等につながる施策の実施を求めてまいります。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 安心で十分な介護サービスの提供体制をつくってください。

厚労省の社会保障審議会は第9回介護保険事業計画では、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村の「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入は先送りしましたが、所得基準額の引き下げで利用料2割負担を実施しようとしています。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

【回答】長寿介護課

介護保険制度は、地域に生きる一人ひとりが尊重され、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるような社会の実現に必要な不可欠なものとなっています。介護保険給付に必要な費用は、サービス利用時の利用者負担を除いて50パーセントが国、県、市の公費でまかなわれています。当該制度を持続可能なものとするため、厚生労働省の社会保障審議会で審議・調査がなされますが、当市においても今後の国の動向に注視してまいります。

2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

物価高騰の中で、住民は困窮しています。保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】長寿介護課

介護保険料は、介護保険事業計画に定める介護給付費等見込額に基づき算定され、第9期介護保険事業計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間としています。

介護保険料の設定については、高齢者実態調査における分析結果や高齢者保健福祉推進審議会での意見等を踏まえた中で、給付と負担のバランスを図りながら慎重に検討しました。その結果、国の基準に合わせた保険料率・所得段階の見直しなどを行い、給付費については適正な事業規模を見込むとともに、令和5年度末で約5億9百万円あった介護給付費準備基金の全額を繰り入れるなど、保険料の抑制に努めたところです。

しかしながら、2025年に団塊の世代全員が後期高齢者となることから要介護等認定者、サービス利用者の増加が見込まれること、介護職員の処遇改善が図られていること、級地区分が6級から5級に変更となったことなどの要因から増額が避けられない状況となり、当市の第9期介護保険料は、基準額で年間69,960円（月額5,830円）、対前期より年間11,160円（月額930円）増額の改定となったものです。

次期改定に向けましては、高齢者実態調査における分析結果や高齢者保健福祉推進審議会での意見等を踏まえた中で、介護給付費準備基金の取り崩し等を含め、給付と負担のバランスを図りながら慎重に検討します。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。物価高騰などさまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】長寿介護課

当市の介護保険料は、令和5年度に引き継ぎ、所得段階が第1段階から第3段階の低所得者の方に対して減額を実施しています。令和5年度の第1段階は29,400円から17,640円に、第2段階は44,100円から29,400円に、第3段階は44,100円から41,160円にそれぞれ減額していました。また、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画に基づく介護保険料においても同様に、第1段階は31,830円から19,930円に、第2段階は47,920円から33,930円に、第3段階は48,270円から47,920円にそれぞれ減額しています。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】長寿介護課

当市では、利用料の軽減について「八潮市介護保険サービス利用者負担補助事業」を実施しています。この事業は、低所得者への負担軽減を図る市独自の制度で、居宅介護サービス等を利用した際に、高齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者は自己負担額の40パーセント、それ以外の市民税世帯非課税者は自己負担額の20パーセントを乗じた額を補助しています。

令和5年度は、延べ4,309人、11,277,888円補助しました。

このような補助事業を実施していることから、利用料限度額の上限を超えた分を独自に助成することについては、現在のところ検討していません。

(2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】長寿介護課

特定入所者介護サービス給付費については、令和3年8月からの制度改正により所得要件及び資産状況に応じ利用者負担段階及び利用者負担限度額が改められました。当市では令和5年度分について令和6年5月31日時点で498人を認定し、112,837,050円支給しています。

また、令和6年度の申請漏れを防ぐために、令和5年度認定者のうち現時点で資格のある方413人に対して勧奨通知を送付しており、利用対象者となるか不明な方や制度改正によって対象とならなかった方から問い合わせがあった際には、適宜説明をしています。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】長寿介護課

介護保険制度では、施設サービス等を利用したときの食費・居住費について、自己負担が軽減される負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）の制度がありますが、グループホームなどの居宅サービスを利用した場合の食事と居住費の負担軽減される制度はありません。

しかし本市では、低所得者への負担軽減を図る市独自の制度として「八潮市介護保険サービス利用者負担補助事業」を実施しています。

6. 訪問介護事業所の実態を調査し支援をおこなってください。

- (1) 小規模事業の大半は赤字経営になっています。自治体として財政支援を行ってください。

【回答】長寿介護課

訪問介護事業所については、指定権限が埼玉県にあり、市では事業所の実態は把握しておりません。今後、機会を捉えて、実態の把握に努めてまいります。

- (2) 新型コロナが5類にさがっても感染者は多く、感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】長寿介護課

本市では、コロナ禍であった令和2年度に、市が備蓄していたマスクを市内の介護サービス事業所11か所に対し、独自に配布しました。その後も、令和3年度にかけて、国や県から納品されたマスク、消毒液及び使い捨て手袋を事業所に配布しました。

今後も事業所との情報共有を図りながら、事業所における感染対策に係る状況の把握に努めます。

- (3) 介護従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種の助成を創設してください。また、公費による定期的なPCR検査等を実施してください。

【回答】健康増進課

令和6年度のコロナウイルス感染症への予防接種は、B類疾病の定期接種として、高齢者を対象に個人の発病又は重症化予防を目的に実施されるものです。そのため、高齢者インフルエンザ予防接種や高齢者肺炎球菌予防接種と同様に、生活保護受給者世帯の方を除いて、一部自己負担がある予定です。

また、定期接種の対象者以外の方は任意接種となり、全額自己負担となりますが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類感染症への移行に伴い助成制度の創設は考えておりません。同様に、PCR検査についても、自費での検査とされており、定期的なPCR検査を市が実施することは現時点では考えておりません。

今後の感染拡大状況や、病原性が大きく異なる変異株の出現等により、国や県の対応の変更が生じた場合には適宜対応を図るとともに、今後も、市ホームページ等を活用し、国や県の情報提供に努めます。

7. 在宅を推し進める国の意向に反して、訪問介護報酬が今回マイナス改定となる予定です。ヘルパー不足の中、ヘルパーの離職や小規模の訪問系サービスの閉鎖が懸念されており、利用者が必要なサービスを受けられなくなるリスクがあるため、自治体として改善してください。

【回答】長寿介護課

令和6年度介護保険制度改定については、厚労省の社会保障審議会において検討し実施されています。改定にあたっては、介護職員の確保のため、介護現場で働く方々が働きやすい職場となるよう介護職員処遇改善加算の引き上げが行われ、さらにサービスごとの経営状況の違いを踏まえて基本報酬が見直されています。

訪問介護の報酬については、他のサービスに比べ介護職員処遇改善加算が高い加算率で改定されていることから基本報酬がマイナス改定となっているものですが、当市においても今後の国の動向に注視してまいります。

8. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】長寿介護課

令和6年4月1日現在、市内には、特別養護老人ホームは計3か所で計300床、小規模多機能型居宅介護は計2か所で定員計58人分が整備されています。

今後の施設や在宅サービスの基盤整備については、高齢者人口の増加や各施設等の入所状況などを考慮し、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期計画の期間中に、小規模多機能型居宅介護2か所で定員計58人分の整備を計画しています。

なお、第8期計画期間中に整備を行った特別養護老人ホーム1か所110床については、令和6年5月に開所しています。

9. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】長寿介護課

高齢者人口は年々増加し、地域包括支援センターに求められる業務やその役割が重要となっています。平成28年度から地域包括支援センターの体制の充実を図るため、各地域包括支援センターの職員を3人から4人に増員しました。今後も地域包括支援センターの役割や業務量などを勘案し、体制の充実について検討します。

10. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

介護支援専門員の確保が困難になり、ケアマネ難民が発生している実態があります。県独自の処遇改善制度の創設を県に要請してください。また、資格更新受講料負担など介護支援専門員の安定的な確保に向けての施策を検討して下さい。（東京都では独自の処遇改善手当として月額2万円手当あり）

【回答】長寿介護課

介護支援専門員をはじめ、介護職員の人材確保は大きな課題であると考えています。

介護職員に対する独自の処遇改善制度の創設に関しては、東京都や他自治体の動向を注視してまいります。

また、資格更新受講料負担など介護支援専門員の安定的な確保に向けての施策については、県内他自治体の事例について調査してまいります。

11. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、予算を取り支援策を具体化してい

る自治体では、実態調査やアンケート、また、小中学生からの要望出してもらうなど開始しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】子ども家庭支援課

本市では、ヤングケアラーに対する理解を広げるため、ホームページに掲載するとともに、広報やしお11月における「児童虐待防止月間」特集記事において、ヤングケアラーに関する内容を掲載しています。

また、要保護児童対策地域協議会（構成機関：児童相談所や保健所、小中学校、町会自治会、民生委員など）においてヤングケアラーに関する地域での情報共有の重要性について説明するとともに、「八潮市こども家庭センター（R6.4.1設置）」においては、庁内の福祉関係部署等と連携して対応していく体制づくりに取り組んでいます。

12. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】長寿介護課

市町村による高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を支援するため、平成30年度から保険者機能強化推進交付金が、令和2年度から介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

交付金は、地域支援事業の財源である第1号保険料分に充てることとされており、また、本市では第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、3年間で3,000万円の交付を見込んで介護保険料を算定しており、介護保険料の急激な上昇を抑制しています。

13. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】長寿介護課

介護保険制度における国庫負担割合は、介護給付費の居宅給付費が25パーセント、施設等給付費が20パーセント、また、地域支援事業費の介護予防・日常生活支援総合事業費が25パーセント、包括的支援事業・任意事業費が38.5パーセントと定められています。

引き続き国の動向を注視してまいります。

14. 介護給付費準備基金残高から2024年度に執行した金額はいくらですか。

【回答】長寿介護課

2024年度は1億2,700万円を介護給付費準備基金から取り崩す予定です。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者福祉施策の実施にあたっては、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の実現を目指すとともに、障害者権利条約、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見、骨格提言の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に受け止めてください。

【回答】障がい福祉課

令和6年3月に「第8期障がい者行動計画・第7期障がい福祉計画」を策定しました。計画の策定にあたっては、国の基本指針を踏まえつつ、当事者や障がい福祉サービス事業者に対するア

ンケート調査、支援者団体などへのグループインタビュー、さらに附属機関である自立支援協議会からの意見を取り入れました。

2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【回答】障がい福祉課

現在、地域生活支援拠点の整備に向けた具体的な検討を進めているところです。

地域の事業所などとも連携しながら、緊急時の受け入れ体制の確保や拠点コーディネーターの配置など、障がい者が地域で安心して生活できるよう、地域全体で支援する体制の整備を進めていきたいと考えています。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】障がい福祉課

施設整備に対する補助は予算化していませんが、八潮市自立支援協議会の専門部会における意見や近隣市町の動向を参考に調査研究していきたいと考えています。

(3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。市町村での障害を持った方の暮らしの場の資源、支援が必要としている計画を策定してください。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】障がい福祉課

昨年度「第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画」の策定にあたり、アンケート調査やヒアリング調査を実施しており、その結果からも、グループホームなどの施設の必要性を認識しています。家庭環境や住宅事情などの理由で自立した生活が困難な障がいのある人や日常生活上の援助を必要とする障がいのある人が、地域での自立した生活を送れるよう支援するため、今後もグループホームを運営する事業者の市内への参入を積極的に促進することとしています。引き続き実態の把握に努め、検討、取組を進めていきたいと考えています。

(4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、把握して、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】障がい福祉課

本市の老障介護に係る課題については、相談機関のネットワーク機能をもつ自立支援協議会の「運営会」や同協議会の専門部会である「相談支援部会」において、市内4地区の地域包括支援センターとの情報の共有、連携強化を図っていきます。

また、今後整備予定の地域生活支援拠点において、老障介護家庭を把握し、緊急時の対応を見据えた日常的な支援体制の整備を進め、老障介護家庭のニーズに応じた支援に繋げていきたいと考えています。

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、

相談窓口を設けるなど市町村で独自に職員確保のための施策を講じてください

【回答】障がい福祉課

職員不足の問題は、障がい者施設に限らず、保育や介護施設でも同様の問題を抱えている状況です。

国では、福祉・介護職員の人材確保を更に推進するため、令和6年度から福祉・介護職員の処遇改善に係る加算の一本化と加算率の引上げを行っています。

この加算対象となるには、キャリアパス要件や月額賃金改善要件、職場環境等要件の3つの要件を満たす必要がありますが、より多くの事業所が要件を満たし、必要な人材を確保できるよう情報提供するとともに、事業所からの相談にも対応していきます。

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】障がい福祉課

重度心身障がい者医療費につきましては、令和4年10月から県内医療機関における現物給付を導入しました。支給額が年々増加している中、制度を持続可能なものとするためにも、現物給付の導入にあわせ、年齢制限、所得制限を導入しています。現物給付の導入により、利用者の窓口での自己負担軽減と利便性の向上に繋がっていると考えています。

(2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】障がい福祉課

重度心身障がい者医療費全体の支給額は現物給付の導入や医療の高度化などにより、今後も増加することが見込まれており、財政面など、制度の持続可能性の観点からも考慮する必要があると考えています。また、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳はそれぞれ認定基準が異なり、公費負担での支援制度も異なるところです。今後の対象者等の拡充につきましては、県の動向や他市の状況等も踏まえながら、検討していきたいと考えています。

(3) 二次障害（※）を単なる重度化にとらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。保健、医療、福祉がそれに十分応えられていません。

【回答】障がい福祉課

行政として二次障がいの理解を深め、相談機関や障がい福祉サービス事業所との知識の共有を図り、さらに医療機関への啓発等についても国県や他市町村の動向等を踏まえ検討していきたいと考えています。

5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について

(1) 障害者生活サポート事業

①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】障がい福祉課

本市では、障がい者生活サポート事業を実施しています。

- ③ 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】障がい福祉課

本事業は、県の補助金を活用し、その枠組みの中で実施しています。利用時間については、現時点で拡充の予定はありません。

- ④ 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

【回答】障がい福祉課

成人障がい者への利用料軽減については、現在導入の予定はありませんが、県や近隣市町の動向を注視していきたいと考えています。

(2) 福祉タクシー事業

- ① 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】障がい福祉課

本市では、初乗り料金の改定に伴い、令和2年度に配付枚数を増やし、障がいのある方の行動範囲の拡大を経済的な側面から支援しています。

現在補助券の交付は行っていませんが、これまで1度の乗車につき1枚の利用であったところ、令和5年度から乗車料金が初乗り運賃相当額の2倍以上の額である場合は2枚まで利用できることとしています。今後も県の福祉タクシー運営協議会での検討等を踏まえ、利用しやすい制度になるよう検討をすすめていきたいと考えています。

- ② 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】障がい福祉課

福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費の補助事業の対象者は身体障害者手帳1級から3級、療育手帳○A、A、B、精神障害者保健福祉手帳1級を交付された方としており、年齢制限及び所得制限はありません。

なお、自動車燃料費補助事業で利用できる自動車は、本人又は生計を同じくする方の所有としており、自力で運転することが困難な場合は、介護又は保護を行う方が利用できることとなっています。

- (3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】障がい福祉課

福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費の補助事業については、各自治体の地域の実情や財政状況等に違いがあることから、地域間格差をなくすことは困難であると考えますが、引き続き、近隣市町の状況を把握し、連携を図っていきたいと考えています。

6. 災害対策の対応を工夫してください。

(1) 避難行動要支援者名簿は手上げ方式ですが、希望しなくても必要な人、家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】社会福祉課

本市では、避難行動要支援者個別避難計画の作成を進めています。この個別避難計画は、要支援者の方一人ひとりについて、その避難場所及び避難経路、避難先で支援を必要とする内容、家族や地域の支援者の連絡先等、避難支援に係る具体的な内容が記載されます。また、個別避難計画は、平常時から地域の支援者となる町会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等へ共有され、避難支援について調整をしていただくことを前提としています。そのため、個人情報の提供について同意をいただく必要があることから、個別避難計画の作成は、情報提供に同意する方の手上げ方式となっております。なお、個別避難計画は、広報紙やホームページ等で周知を行っており、制度の利用が必要な方について申請があった場合は、名簿に追加で登録をしています。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】危機管理防災課

現在、2か所の特別養護老人ホームと協定を締結し、福祉避難所を指定していますが、各施設には既に入所されている高齢者がおられます。このため、施設の被害状況や入所者の安全確保等を確認のうえ、運営体制が整ったのち、必要に応じて開設します。

また、要配慮者のうち一般的な避難所では生活に支障が想定される方を対象とした二次避難所でもあることから、福祉避難所への登録制は困難な状況であり、避難所の要配慮者の状況を把握したうえで、福祉避難所開設の判断をいたします。

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】危機管理防災課

首都直下地震などの大規模災害へ備え、市では、各家庭等で食糧、生活必需品などの備蓄について、最低でも3日分、できれば7日分をお願いしているところです。

また、救援物資については、住家に被害を受けて避難所に避難した方、旅行者等の他、自宅で生活している方（在宅避難）や避難所以外で避難している方等で救援物資が必要な方に対して、原則避難所での配布を想定しています。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした障害者の名簿の開示を検討してください。

【回答】障がい福祉課

障がい者の名簿を含む要支援者の情報につきましては、平常時から災害に備える取組として、市の防災・福祉・保健部局、消防署、社会福祉協議会、地域包括支援センター、警察署、町会・自治会、民生委員・児童委員と共有を図っています。

災害発生時に上記以外の団体に対し、支援に必要な情報を開示するか否かについては、災害の規模や被害の状況に加え、提供団体において適切な取り扱いがなされるか否かなどを勘案し、総

合的に判断していきたいと考えています。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】危機管理防災課・健康増進課

自然災害と感染症発生とが同時に発生した場合には、防災担当部局と保健担当部局が連携し、対策本部を設置するとともに、全庁的な体制で対応しています。

埼玉県では地域の実情に応じた災害時医療体制を整備するため、県保健所ごとに地域災害保健医療調整会議が設置され、管内市町村や医師会等と連携調整を図っています。

本市につきましても、草加保健所地域災害保健医療調整会議に参加しており、自然災害や感染症発生時に迅速に医療救護活動や保健衛生活動等が実施できるよう、当該会議等を通じて、保健所と連携を図りながら、自治体の役割等を明確にしてまいりたいと考えています。

7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。

- (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を障害者施設に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】障がい福祉課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行されましたが、障がい福祉施設においては、引き続き必要とされる感染症対策を行いながら事業所の運営が実施されています。医療面、物資面での支援については、今後の感染状況の状況などを踏まえ、検討していきたいと考えています。

- (2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【回答】健康増進課

令和5年5月8日の5類感染症への移行後は、これまでの入院や自宅療養が求められてきた2類感染症での医療提供体制と異なり、外来診療も含め通常の医療体制へ移行されております。

また、入院医療体制についても令和6年4月より、確保病床をとらない形で入院患者を受け入れする通常の医療体制へ移行されました。入院先の決定は医療機関間での調整となり、幅広い受け入れ体制の構築体制を進めていく方向性も示されているところですが、こちらの所管は都道府県での所管事務とされているため、市からの周知は考えておりません。

- (3) 障害者への優先接種を継続して行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】健康増進課

令和6年度の新型コロナウイルス感染症への予防接種は、B類疾病の定期接種として主に高齢者の重症化予防を目的に実施されます。また、高齢者インフルエンザ予防接種と同様に心臓や腎臓等に重い障がいがあるなど、一定の要件に該当する方につきましては、60歳以上から接種が可能となります。

ワクチン接種は個別接種のため、日頃からかかりつけ医として受診している医療機関で接種が可能です。また、市内に限らず、かかりつけ医が市外の場合は、市外の医療機関等においても接種できるよう、適切に対応する予定です。

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。障害者施設に補助金の増額、継続をしてください。

【回答】障がい福祉課

物価高騰等による事業所維持経費の増大に係る補助金につきましては、昨年度埼玉県において、光熱費や食材料費の高騰に直面する県内の障害福祉サービス事業所等を支援することを目的として、「障害福祉サービス事業所等光熱費等高騰対策支援事業補助金」の交付を実施していましたが、今年度については、現在のところ実施する予定はないと伺っています。

本市において、現在のところ補助金の交付等の予定はありませんが、埼玉県の動向や他市の状況等も注視していきたいと考えています。

8. 難病患者の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいたします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーション flat」（令和2年4月1日開設）で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【回答】人事課

現在、本市では、難病を抱えた職員の有無については把握していない状況ですが、難病の有無に関わらず、職員から体調面に関する相談があった場合には、配属先等について可能な限り配慮を行っているところです。

こうした中、難病患者の就労においては、疾病ごとにその症状や機能障害も千差万別で、治療の状況による個人差が大きいという実態があります。

本市では、このような難病患者に対し、各人の能力を發揮し安心して働いてもらうためには、様々な症状や体調に応じた、きめ細やかな配慮などが必要だと考えています。

埼玉県では、障害者手帳を所持していない難病患者について、県の組織である「スマートステーション flat」において「会計年度任用職員」として採用するなどの取組が進められていますが、今後とも、こうした取組などを参考にしながら、難病患者が働く上での課題や配慮、環境の整備などについて調査・研究していきたいと考えています。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保 育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】 保育課

令和6年4月1日現在における保育所等への新規申込児童数は637人、入所承諾児童数は506人、入所保留児童数は131人となっています。

入所保留児童数のうち107人は特定の保育所希望や育児休業中などの理由により待機児童数から除外となっており、その他の24人が待機児童となっています。(令和5年4月1日は39人)

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】 保育課

令和6年4月1日現在の入所総数は年齢別で、0歳児は153人、1歳児は312人、2歳児は361人、3歳児は290人、4歳児は302人、5歳児は305人、合計1,723人となっています。

このうち、弾力化による受け入れ児童数は年齢別で、0歳児は1人、1歳児は10人、2歳児は23人、3歳児は8人、4歳児は8人、5歳児は7人、合計57人となっています。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】 保育課

保育所等の整備については、八潮駅周辺の住環境整備に伴う子育て世代の流入、女性就業率の上昇などにより引き続き保育需要の増加が見込まれるため、今後の保育所等の入所希望数や施設整備の量の見込みを推計するとともに、「第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、待機児童対策として検討していきたいと考えています。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】 保育課

育成支援児童の受け入れに当たっては、主に公立保育所において加配保育士による対応を行っています。また、民間保育所等に対して、「八潮市民間保育所等運営補助金交付要綱」に基づき、加配保育士にかかる経費を補助金として交付することで、育成支援児童の受け入れ体制を整うよう支援しています。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】 保育課

「認可外保育施設」が「認可施設」へ移行する予定がある場合には、国の補助金を活用するなどして、円滑な移行を促していきます。

また、保育所等整備交付金等の補助額の増額については、機会を捉えて、要望していきたいと

考えています。

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】保育課

市内保育所等では、新型コロナウイルスの5類移行後も、基本的な感染症予防対策に取り組むとともに、各家庭には児童の健康観察等のご協力をいただき、安全・安心な保育の提供に努めています。

少人数保育の実施については、保育所等の定員より少ない受け入れ児童数となることで待機児童の増加に繋がる可能性があることから、県内の自治体における少人数保育の実施状況を調査・研究していきたいと考えています。

保育所等における保育士の増員については、公立保育所では必要に応じて採用活動を実施しています。また、民間保育所等については、各保育所等で採用活動をしていますが、市では「八潮市民間保育所等運営補助金交付要綱」に基づき補助金を交付しており、保育体制が整うよう支援しています。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【回答】保育課

保育所等における保育士の確保については、公立保育所では必要に応じて採用活動を実施しています。また、民間保育所等については、各保育所等で採用活動をしていますが、市では「八潮市民間保育所等運営補助金交付要綱」に基づき補助金を交付しており、保育体制が整うよう支援しています。

保育士の処遇改善については、「八潮市民間保育所等運営補助金交付要綱」の補助事業として、平成29年度から保育士宿舍借り上げ支援事業を実施しています。また、令和6年1月から保育士等処遇改善事業を拡充し、経験年数に応じて月額30,000円から月額50,000円の保育士の処遇改善を実施しています。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。県内では子育て支援政策として0歳～2歳児の保育料を無償化にする自治体が増えました。また、3歳児以上児の実費徴収となっている給食費においても自治体負担によっ

て無償化される地域が増えています。物価高騰や生活に見合わない給与によって、保育料や給食費が保護者の大きな負担となっています。地域の子育てを手厚くするためにも、少子化対策、子育て支援政策として、保護者の負担軽減のために積極的に取り組んでください。また、県に対して意見書をあげるなどの働きかけを行ってください。

(1) 0歳～2歳児の保育料を無償化、大幅に軽減してください。

【回答】 保育課

0歳から2歳児は、家庭で子育てをしている世帯の割合も多く、保育の無償化に当たっては、保育を利用しない家庭への支援策も併せて検討する必要があることから、国の施策として対応するよう機会を捉えて要望していきたいと考えています。

(2) 給食費食材費(副食費)を無償化してください。

【回答】 保育課

国からは、給食食材料費(副食費)の取扱いについて、これまでも基本的に実費徴収または保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化にあたっては、この考え方を維持することを基本とすることとされています。

軽減措置については、年収360万円未満相当世帯等を対象とすることとされていますが、市では、独自に市民税所得割が57,700円以上65,000円未満となる世帯についても、副食費の軽減対象としています。

5. 2024年度より試行的事業が試行され、2026年度には本格実施が予定される『子ども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)』は、親の就労に関係なく0歳～2歳児の子どもを対象に定期利用及び、自由利用などニーズに合わせ保育を利用することが可能な制度です。自由利用は利用者の居住する自治体を超えて全国の施設を1時間単位で利用できる仕組みとなっており、子どもの状況が十分に把握されないまま、保育を利用されることが懸念されています。子どもの命が危険にさらされる可能性と、子どもにとって見知らぬ人や場所に預けられる不安を考慮すると、導入には慎重になるべきと考えます。

(1) 誰でも通園制度の実施にあたり、自治体の考えを教えてください。

【回答】 保育課

国では、2024年度から「こども誰でも通園制度」の本格実施を見据えた試行的事業を実施し、試行的事業による課題の整理や検証を行ったうえで、2026年度から全国すべての自治体で実施する方針としています。

市では、2024年度から実施される試行的事業の課題や検証結果を参考としながら、安全・安心な保育を提供できるように、実施方法等も含めて検討していきたいと考えています。

(2) 事業を実施するのであれば、保育士の増員、設備等の環境の整備を予算化してください。

【回答】 保育課

国では、2026年度に「こども誰でも通園制度」を全国すべての自治体で実施するために、様々な検討が進められているところです。

市では、国の動向を注視しながら、保育所等への情報提供を速やかに行い、必要となる支援策について、検討していきたいと考えています。

6. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設については、5年間は基準を満たさない施設も無償化の対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】 保育課

市では、令和5年4月時点で届け出のあった9か所の施設に対し、令和5年度に立ち入り調査などを行っており、全ての施設において指導監督基準を満たしていることを確認しています。

今後もすべての認可外保育施設が指導監督基準を満たすよう、年1回の立ち入り調査などの指導監督を実施していきたいと考えています。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】 保育課

市では、「第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、利用者一人ひとりが保育の必要性に合わせて保育所等を利用し、必要とする保育サービスを受けることができるよう、保育に格差が生じないための支援に努めています。

また、安全・安心な保育を実施するために、個別研修の他、定期的に市内保育施設に勤務している方を対象に研修会を実施することで、保育の質の向上に努めています。

今後も「第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育に格差が生じないように、支援に努めていきたいと考えています。

(3) 児童数の定員割れ（特に0歳児など）については、いつでも定員までの受け入れを可能とする保育士の確保のため、在籍人数ではなく定員に対して委託費を出してください。

【回答】 保育課

市では、子ども・子育て支援法に基づき「施設型給付」及び「地域型保育給付」として、保育所等へ財政支援をしております。

保育所等への給付（委託費）は、公定価格に基づき算定しているため、認可定員に対して支出することはできないものと認識しております。

市といたしましては、今後におきましても、法令等に基づき、保育所等に対し適切に給付（委託費）を支出してまいりたいと考えています。

【学 童】

7. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】 保育課

市では、学童保育需要に対応するため、平成30年度から令和3年度までに5か所、令和6年度に1か所の民設民営学童保育所を整備しており、待機児童の解消に努めております。

今後におきましても、学童保育所の入所希望数や施設整備の量の見込みを推計するとともに、「第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、学童保育所の整備について調査・検討

していきたいと考えています。

また、各学童保育所の定員数については、児童の受入状況や施設面積に合わせて、30人から80人までの範囲で定員数を定めています。学童保育所においては原則「1支援単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模での運営を行っています。

8. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で46市町(63市町村中73.0%)、「キャリアアップ事業」で36市町(同57.1%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

併せて、令和6年度の国の新規「常勤支援員2名複数配置」補助を施策化してください。

【回答】保育課

市では、民間学童保育所の運営を支援するための「八潮市民間学童保育所運営費補助金」の補助事業として、令和4年度から「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施しており、学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善に努めています。

また、「常勤支援員2名複数配置」については、国、県の動向を注視し、調査研究してまいりたいと考えています。

9. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】保育課

県では、放課後児童支援員の配置については「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」に基づき、国の設備運営基準を超えて、1支援ごとに児童数が20人未満の場合は放課後児童支援員を2人以上、児童数が20人以上の場合は放課後児童支援員を3人以上の配置とし、運営形態に関わらず、常勤での複数配置に努めることとしており、民間学童保育所の放課後児童支援員の配置に対し、埼玉県の単独事業として支援員加算が設けられているところです。

市では、放課後児童支援員（学童保育指導員）の配置については「八潮市学童保育の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、公営、民営ともに「支援単位ごとに3人以上とし、かつ、利用者10人あたり1人以上」としており、国の基準である「支援単位ごとに2人以上とする」よりも、児童に対して細やかな対応ができるよう取り組んでおります。

県単独事業の加算については、貴重な財源であることから、公立公営地域も対象となるように機会を捉えて、働きかけていきたいと考えています。

【子ども・子育て支援について】

10. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

(1) 埼玉県は通院については小学校3年生まで、入院については中学卒業までの医療費助成の現物給付を、2024年4月から実施されました。現物給付の対象年齢を18歳までに拡充してください。

【回答】子育て支援課

本市のこども医療費の助成については、令和6年4月の診療分から、18歳到達の年度末までの入院及び通院等に係る医療費を全額助成の対象として、埼玉県補助基準より拡充して実施しています。

(2) 国に対して、子ども医療費無償化の制度をつくってくれるように要請してください。

【回答】子育て支援課

国に対しては、18歳到達の年度末までの児童に係る医療費について、国費を充当することで負担軽減を図るよう、要望しています。

(3) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を18歳まで引き上げるように要請してください。

【回答】子育て支援課

県に対しては、乳幼児医療費支給事業補助金の制度を改め、対象年齢を入院、通院ともに18歳到達の年度末まで拡大するとともに、補助要件から自己負担金を撤廃するよう、要望しています。

11. 子育て支援を拡大してください。

(1) 国民健康保険の保険税の子ども(18歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。

【回答】国保年金課

国民健康保険制度においては、すべての被保険者が等しく給付を受ける権利があります。そのため、18歳未満の子どもがいる世帯でも子どもを含めた被保険者の人数に応じて、一定のご負担をいただいています。

本来徴収すべき保険税を財政支援(繰入)によって賄うこととした場合には、法定外繰入となりますが、法定外繰入は解消すべきとされている現状を踏まえ、極力避けるべきものと考えています。

なお、当市の国民健康保険税条例は、専ら納税義務者の担税力の状況に着目し、単に年齢や総所得金額で一定金額以下の方を対象者とするといった、画一的な基準によって減免の範囲を定めるものではないとされていますので、被保険者の方に負担いただく保険税相当金額を年齢を要件として減免することは難しいと考えています。

(2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

【回答】学務課

小・中学校の給食における安全な地元農産物の活用については、令和5年度は地元農産物を使用した給食を計12日提供しました。内訳は、小松菜9回・大根2回・同日に長ねぎと大根を同時に使用した日が1回ありました。また、八潮産小松菜パウダーを9回使用しました。

令和6年度も引き続き、地元農産物を活用し、年14日の使用を予定しています。今後も衛生管理に気を付けながら、地元農産物の活用ができるよう、計画していきます。

給食費の無償化については、学校給食法において、食材については保護者負担とされていますが、現在、国では学校給食費の無償化を実施している自治体における取組実態や成果・課題の調査を行い、今後、その結果を公表するとしています。その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を行い、具体的な方策を検討すると伺っています。

本市では、現時点で無償化の考えはございませんが、今後、国の調査結果や県の動向・近隣自

治体の状況に注視しながら、調査研究してまいります。

- (3) 就学援助基準額を引き上げてください。小中学校の児童生徒のいる家庭に周知してください。就学前にも周知してください。

【回答】教育総務課

就学援助基準額については、毎年、国から示された単価に基づき支給事務を行っており、また、八潮市では林間学校のバス代について独自に上乘せ補助を実施しています。

保護者への周知方法については、在校生に対しては毎年4月に全児童生徒の保護者へ対し、制度についての通知をお渡ししています。また、就学前児童の保護者へ対しては、就学時健診の案内発送時及び新入学説明会の際にお知らせの通知を同封し、その他、ホームページや子育て応援ガイドにも制度の案内を掲載しており、周知に努めています。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚生労働省はホームページに「生活保護を申請したい方へ」の項目に、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない親族に相談してからでないとは申請できないことはない。住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立って、市の広報に記載するとともに、チラシやポスターを作成してください。

【回答】社会福祉課

本市では、「生活保護のしおり」を用いて、生活保護の制度の要点をご説明するためものと、生活保護の開始時に制度の詳細までご説明するためのものの2種類のしおりを作成しております。この2種類のしおりについては、文中の漢字に読み仮名を振ることで読みやすくするとともに、状況に応じて親族に対する扶養照会を見合わせることや、ご本人の意思があればどなたでも申請できる旨を明記しています。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を徹底し、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚生労働省、埼玉県の通知（R5年）にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】社会福祉課

従前より、扶養義務者の扶養は「保護に優先して行われる」ものと定められているため、受給者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるようご説明させていただいています。

扶養義務者の扶養は「保護の要件」とは異なる位置づけのものとして規定されていますので、扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではなく、扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者については、基本的には扶養義務者への直接の扶

養照会を行わない取扱いとし、現状に応じて、扶養調査の判断を行っています。

3、保護決定は2週間以内を徹底してください。また、決定後は速やかに保護費を支給してください。

【回答】社会福祉課

生活保護法第24条第5項において、生活保護の申請があった日から14日以内に保護決定をしなければならないが、特別な理由がある場合にはこれを30日以内まで延ばすことができると定められています。

本市においては、生活保護申請から初回訪問を経た上で、特別な理由がない限り、14日以内に保護決定するように努めています。

また本市では、保護決定後、速やかに保護費を支給するために、保護費の支給日を月4回設けています。

4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【回答】社会福祉課

当市の生活保護の決定・変更通知書については、すべて「保護決定・変更通知書」を発行し、窓口での手渡し又は郵送により通知しています。

保護費の算出に際しては、各種加算額、収入認定額等のほか、前月以前の保護費の減額分を調整する「収入充当」など様々な要因が関係するため、システムによる定型的な出力様式のみでは説明が難しい場合があると思われまます。

そのため、生活保護利用者から受給額の増減等に関する問い合わせについては、担当ケースワーカーが個別に対応し、具体的な明細や計算方法等を示して、分かりやすく、丁寧な説明に努めています。

5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】社会福祉課

本市のケースワーカー人数は、平成21年度から平成27年度まで毎年1名ずつ増員し、現在では社会福祉法に定められた基準を満たしています。

また、ケースワーカー経験のある会計年度任用職員を配置するなど、生活保護利用者からの相談等に対し、適切な説明及び助言ができる体制を整えています。

研修については、埼玉県が主催する新任ケースワーカー研修に新規配置職員を全員参加させているほか、厚生労働省が主催する全国ケースワーカー研修や査察指導員研究協議会にも積極的に参加しており、継続的な職員の資質の向上に努めています。

6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【回答】社会福祉課

無料低額宿泊所への入居については、生活保護利用者が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、同所を案内することはありません。しかしながら、ホームレス状態にある方や家賃の滞納がある方たちは、即時入居できる物件を見つけることが困難であることから、生活保護利用者本人の同意のもと無料低額宿泊所へ入居するケースもあります。

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、エアコンのない低所得世帯に、自治体としてエアコン設置代と電気代補助を実施してください。

【回答】社会福祉課

夏季加算については、国及び埼玉県などに要望の機会があれば要望していきたいと考えています。また、自治体として独自の電気代補助については、収入認定との問題もあり、国や他自治体の動向を鑑みて、調査・研究していきます。

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護申請に漏れがないように努めてください。

【回答】社会福祉課

本市の生活困窮者自立相談支援事業は、平成27年度から実施し、相談支援員が生活に困窮する方々に対して、きめ細かな相談を行っています。

また、平成29年度からは、生活困窮者自立支援制度における「就労準備支援事業」を開始して就労支援の拡大を図り、さらに平成30年度からは「家計改善支援事業」を開始し、自立した生活が送れるよう着実な支援の推進に努めています。

総合的な支援の充実のため、生活困窮者自立相談支援員と生活保護面接相談員との連携及びコミュニケーションがとりやすい執務環境を整えるなど配慮しています。

生活困窮者自立支援事業によってもなお生活に困窮する方々に対しては、生活保護の申請を含めた切れ目のない継続的なサポートを行うことで、必要な方が必要な支援などを受けられる環境の整備にも努めています。

9. 医療を受けるために移送費が出ることを教示し、請求されたものは全額支給してください。

【回答】社会福祉課

本市で発行している「生活保護のしおり」の中で、医療扶助の移送費について説明しています。

また医療扶助に係る移送費の給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものと方針が示されており、本市においても同方針に沿った審査を個別に行うことで、適正な給付に努めています。

以上

ご協力ありがとうございました。